

基発第0317004号  
平成15年3月17日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

労災行政情報管理システムの端末装置の運用に関する通達の  
一部改正について

労災行政情報管理システムで使用するの端末装置の運用については、平成10年10月19日付け基発第598号「都道府県労働基準局に設置する労災行政情報管理システムの端末装置の運用について」の別添「都道府県労働基準局に設置する労災行政情報管理システム端末装置運用要領」(以下「局運用要領」という。)及び平成11年10月5日付け基発第584号「労働基準監督署に設置する労災行政情報管理システムの端末装置の運用について」の別添「労働基準監督署に設置する労災行政情報管理システム端末装置運用管理要領」(以下「署運用要領」という。)に基づき行われているところであるが、平成15年4月1日より労災行政情報管理システムのサブシステムのひとつとして二次健康診断等給付システムが稼働すること及び平成15年3月31日より埼玉労働局における労働基準監督署が再編されることに伴い、局運用要領及び署運用要領の一部を下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の内容

(1) 「局運用要領」の一部を次のように改める。

- ア 第4の2の(8)のイの(イ)において、メニューの項目名「診療費・薬剤費加算処理」を「診療費・薬剤費・二次健診費加算処理」に改める。
- イ 第4の2の(8)のハの(ト)において、二次健康診断等給付システムの入力帳票に係るデータについても処理可能とし「診療費・薬剤費加算処理」を「診療費・薬剤費・二次健診費加算処理」に、「診療費・薬剤費請求書」を「診療費・薬剤費・二次健康診断等費用請求書」に改める。
- ウ 第4の2の(10)において、二次健康診断等給付システムの入力帳票に係るデータについても処理可能とし「診療費・薬剤費・アフターケア委託費加算処理」を「診療費・薬剤費・二次健診費・アフターケア委託費加算処理」に、「診療費・薬剤費・アフターケア委託費請求書」を「診療費・薬剤費・二次健康診断等費用・アフターケア委託費請求書」に改める。
- エ 第4の2の(10)のイにおいて、入力対象となる帳票グループとして「(ハ)二次健康診断等費用」及び「(ト)二次健康診断等費用追加帳票」を追加する。

オ 資料6「端末装置・グループあて先番号」の1の(2)について埼玉労働局浦和労働基準監督署及び大宮労働基準監督署の再編によってさいたま労働基準監督署が新設されることから別紙1のように改める。

(2) 「署運用要領」の一部を次のように改める。

資料7「端末装置・グループあて先番号」の1の(2)について埼玉労働局浦和労働基準監督署及び大宮労働基準監督署の再編によってさいたま労働基準監督署が新設されることから別紙1のように改める。

## 2 適用

上記1の(1)のア、イ、ウ、エについては平成15年4月1日より適用する。

また、上記1の(1)のオ及び(2)については平成15年3月31日より適用する。

## (2)労働基準監督署

端 末 名	番 号	端 末 名	番 号	端 末 名	番 号
01 北海道労働局		06 山形労働局		* 大 宮	211030
* 札幌中央	201010	* 山 形	206010	熊 谷	211040
* 函 館	201020	米 沢	206020	川 越	211050
(駐)江 差 (201020)		* 鶴 岡	206030	* 春日部	211060
小 樽	201030	酒 田	206040	所 沢	211070
* 岩見沢	201040	新 庄	206050	行 田	211080
* 旭 川	201050	村 山	206060	秩 父	211090
帯 広	201060	07 福島労働局		12 千葉労働局	
滝 川	201070	* 福 島	207010	* 千 葉	212010
北 見	201080	* 郡 山	207020	* 船 橋	212020
室 蘭	201090	* いわき	207030	柏	212030
* 釧 路	201100	会 津	207040	銚 子	212040
名 寄	201110	須賀川	207050	館 山	212050
(支)俱知安	201120	白 河	207060	* 木更津	212060
留 萌	201130	(支)喜多方	207070	茂 原	212070
稚 内	201140	相 馬	207080	成 田	212080
浦 河	201150	富 岡	207090	東 金	212090
苫小牧	201170	08 茨城労働局		13 東京労働局	
札幌東	201180	* 水 戸	208010	* 中 央	213010
02 青森労働局		日 立	208020	上 野	213030
* 青 森	202010	* 土 浦	208030	* 三 田	213040
弘 前	202020	下 館	208040	品 川	213050
* 八 戸	202030	* 古 河	208050	大 田	213060
御所川原	202040	太 田	208060	* 渋 谷	213070
十和田	202050	水道道	208070	* 新 宿	213080
む つ	202060	竜ヶ崎	208080	* 池 袋	213090
03 岩手労働局		鹿 島	208090	王 子	213100
* 盛 岡	203010	09 栃木労働局		足 立	213110
宮 古	203020	* 宇都宮	209010	* 向 島	213120
* 花 巻	203030	足 利	209020	亀 戸	213130
釜 石	203040	* 栃 木	209030	江 戸 川	213140
一 関	203050	佐 野	209040	八王子	213150
二 戸	203060	鹿 沼	209050	* 立 川	213160
大船渡	203070	大田原	209060	青 梅	213170
04 宮城労働局		今 市	209070	三 鷹	213180
* 仙 台	204010	真 岡	209080	(支)町 田	213190
石 巻	204020	10 群馬労働局		14 神奈川労働局	
* 古 川	204030	* 高 崎	210010	* 横 浜 南	214010
大河原	204040	* 前 橋	210020	鶴 見	214020
気仙沼	204050	伊勢崎	210030	* 川 崎 南	214030
瀬 峰	204060	桐 生	210040	川 崎 北	214040
05 秋田労働局		太 田	210050	横 須 賀	214050
* 秋 田	205010	沼 田	210060	* 横 浜 北	214060
能 代	205020	藤 岡	210070	平 塚	214070
* 大 館	205030	中之条	210080	藤 沢	214080
横 手	205040	11 埼玉労働局		小田原	214090
大 曲	205050	* 浦 和	211010	* 厚 木	214100
本 荘	205060	川 口	211020	相 模 原	214110

## 資料6、資料7「端末装置・グループあて先番号」(変更後)

## (2)労働基準監督署

端 末 名	番 号	端 末 名	番 号	端 末 名	番 号
01 北海道労働局		06 山形労働局		熊谷	211040
* 札幌中央	201010	* 山形	206010	川越	211050
* 函館	201020	米沢	206020	* 春日部	211060
(駐)江差	(201020)	* 鶴岡	206030	所沢	211070
小樽	201030	酒田	206040	行田	211080
* 岩見沢	201040	新庄	206050	秩父	211090
* 旭川	201050	村山	206060	12 千葉労働局	
帯広	201060	07 福島労働局		* 千葉	212010
滝川	201070	* 福島	207010	* 船橋	212020
北見	201080	* 郡山	207020	柏	212030
室蘭	201090	* いわき	207030	銚子	212040
* 釧路	201100	会津	207040	館山	212050
名寄	201110	須賀川	207050	* 木更津	212060
(支)倶知安	201120	白河	207060	茂原	212070
留萌	201130	(支)喜多方	207070	成田	212080
稚内	201140	相馬	207080	東金	212090
浦河	201150	富岡	207090	13 東京労働局	
苫小牧	201170	08 茨城労働局		* 中央	213010
札幌東	201180	* 水戸	208010	上野	213030
02 青森労働局		日立	208020	* 三田	213040
* 青森	202010	* 土浦	208030	品川	213050
弘前	202020	下館	208040	大田	213060
* 八戸	202030	* 古河	208050	* 渋谷	213070
御所川原	202040	太田	208060	* 新宿	213080
十和田	202050	水道道	208070	* 池袋	213090
むつ	202060	竜ヶ崎	208080	王子	213100
03 岩手労働局		鹿島	208090	足立	213110
* 盛岡	203010	09 栃木労働局		* 向島	213120
宮古	203020	* 宇都宮	209010	亀戸	213130
* 花巻	203030	足利	209020	江戸川	213140
釜石	203040	* 栃木	209030	八王子	213150
一関	203050	佐野	209040	* 立川	213160
二戸	203060	鹿沼	209050	青梅	213170
大船渡	203070	大田原	209060	三鷹	213180
04 宮城労働局		今市	209070	(支)町田	213190
* 仙台	204010	真岡	209080	14 神奈川労働局	
石巻	204020	10 群馬労働局		* 横浜南	214010
* 古川	204030	* 高崎	210010	鶴見	214020
大河原	204040	* 前橋	210020	* 川崎南	214030
気仙沼	204050	伊勢崎	210030	川崎北	214040
瀬峰	204060	桐生	210040	横須賀	214050
05 秋田労働局		太田	210050	* 横浜北	214060
* 秋田	205010	沼田	210060	平塚	214070
能代	205020	藤岡	210070	藤沢	214080
* 大館	205030	中之条	210080	小田原	214090
横手	205040	11 埼玉労働局		* 厚木	214100
大曲	205050	* さいたま	211010	相模原	214110
本荘	205060	川口	211020		